

会 議 録

会 議 名	令和7年度第5回文化財保護委員会	
開 催 日 時	2026年(令和8年)1月19日(月) 午後6時30分～午後7時45分	
開 催 場 所	藤沢市役所8階 8-1会議室	傍聴者数
		0
出 席 者	審議会等の長	鈴木 良明
	委 員	伊藤一美、大野敏、川口徳治郎、川地啓文、矢島律子
	事 務 局	郷土歴史課 榮課長 磯崎課長補佐 山出課長補佐 宇都上級主査 串田主査 桐原主任 後藤主任 芦葉主任 石井事務職員
議題及び公開・非公開の別	<p>議題(1)</p> <p>(1) 協議事項</p> <p>ア 文化財保存活用地域計画について(公開)</p> <p>イ 神奈川県指定史跡・名勝「江ノ島」における現状変更申請事前協議について(内容非公開)</p> <p>報告(2)</p> <p>ア 第114回諮問分の登録有形文化財(建造物)の候補の意見具申について(公開)</p>	
非 公 開 の 理 由		
審 議 等 の 概 要	<p>議題、報告、その他について、事務局の説明後、質疑が行われた。</p> <p>会議の詳細については別紙のとおり。</p>	
そ の 他		

会議録別紙

委員長

お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。早速、第5回の文化財保護委員会開催をさせていただきたいと思えます。お手元の議題次第に沿って、進めてまいりたいと思えますので、よろしく願いいたします。議題がア、イ、とその他がイと、かなりたくさんございますので、効率よくお願いしたいというふうに思えます。議題の(1)文化財保存活用地域計画について、ですが、これは一括でご説明いただいたほうがいいですか。それとも1回1回分けたほうがいいですか。分けた方がいいですかね。では、(1)パブリックコメントについてということで、ご説明をお願いいたします。

事務局

はい、それではパブリックコメントについてご説明させていただきます。資料1をご覧ください。地域計画の作成において市民との協働推進を目指し、幅広く市民の意見提案を反映させるために、昨年の12月10日から1月8日までご意見等の募集を行いました。その結果16件のご意見がございました。寄せられた意見に対する市の考え方は別紙の通りになります。そちらの別紙をご覧ください。

最初にお伝えさせていただきたいんですが、こちらの資料に記載されているページ数につきましては、パブリックコメント実施時の素案のページ数になりまして、本日お配りした素案ページ数とは一致しておりませんので、あらかじめご承知おきください。

それでは番号の1番からお話をさせていただきます。番号の1番ですが、本日お配りした地域計画本文の14ページに記載されているキャプションと内容が一致していなかったため、こちらはご意見をいただきまして修正を行いました。続いて、番号の2番ですが、三つの都市拠点として、健康と文化の森、村岡新駅付近とありますが、これは都市計画としてオーソライズされた、認められた見解なのでしょうか、というご意見をいただいております。こちらにつきましては藤沢市の都市マスタープランに記載をしているんですが、そちらにおいてですね、都市拠点として位置づけているものになります。番号の3番ですが、弁才天の「さい」という表記ですね。才能の「才」という表記と財宝の「財」という表記がでてきますがどちらですか、という意見がでていますが、こちらについて中世以前について記載する場合は、才能の「才」、近世以降について記載する場合は、財産の「財」、という形で表記を分けております。番号

4番ですね、こちらもお表記についてのお問い合わせなのですが、江ノ島の文字ですね。こちらカタカナの「ノ」とひらがなの「の」、どちらですか、というご質問いただいております、こちらの計画ではですね、県指定史跡、名勝として記載する場合は、カタカナの「ノ」、それ以外の場合はひらがなの「の」、というふうに統一をして表記をしております。番号の5番ですが、第4章のですね、これまでの取組・現状の中で地名講演会が記載されているが、地名映画会も記載するべきではないかというご意見をいただきました。こちらに関してはですね、以前お配りをした文化庁が作成をしているハンドブックをご覧くださいとおわかりになるかと思うんですが、これまで行ってきた取組というのはですね、地域計画の構成案として元々想定をされているものではありません。そのような中でですね、文化庁から記載をしても構わないが記載は必要最小限にとどめるように、という指導を受けておりますので、そういったことからですね、これまでの取組については市の主催事業のみを掲載しています。番号6番ですが、こちらがですね、博物館建設についてのご意見をいただいております、こちらに関してはですね素案の方針10「藤沢郷土資源を活用した展示を推進する」に関連するご意見として参考意見とさせていただければと考えております。番号の7番ですが、こちらはですね、国登録有形文化財である旧近藤邸の保存活用方針についてのご意見をいただきました。こちらもですね、素案の方針11「歴史的建造物の適切な活用を推進する」に関連する参考意見とさせていただければと思います。続いてですね、番号の8番から15番については第7章ふじさわ歴史ストーリーのうち1つ目の「藤沢を駆けた武士たち」に関連するご意見ということになっております。番号の8番ですが、方針に記載されている認知度という記載があるんですが、認知度だけではなくて知名度も加えるべきではないかというようなご意見をいただいているんですが、認知度を高めるという言葉に、知名度を高めるという言葉の意味も含まれると考えておりますので、そういった形での回答案となっております。番号の9番ですが、こちらの方針のところなんですが、「説明板の更新整備等検討していく」ではなくて、「説明板の新規整備・更新を進める」とすべきではないかというご意見をいただいております、こちらについてもですね、整備の中には新規の設置というところを想定しております、また史跡のですね、整備における説明板の設置においては検討していくと位置づけていることか

ら参考意見とさせていただきたいと考えております。番号10番ですが、こちらは取組に関するご意見になっておりまして、SNSによる情報発信の強化ではなくて、動画とSNSによる情報発信の強化とすべきではないかというご意見をいただいております。こちらでもありますね、SNSの中にはですね、動画を主体として発信していくものもあることから参考意見とさせていただきたいと考えています。

続きまして11番ですね。こちらを取組なんですけど講座、講演会等の開催ではなく、講座(一般、子ども)講演会の開催とし、取組内容に大庭城読本を作成(小中学生向け副読本、デジタル紙芝居)を追記すべきではないか、という形でいただいておりますがこちらについてもですね、詳細にはちょっと書ききれないところもあるんですが、ご指摘いただいた内容を含んで取組を進めていきたいと考えておりますので、こちらも参考意見と考えております。12番に関してはですね、ご質問をいただいております、指定管理者は実施主体である行政と団体のどちらに該当するのかという形でご質問いただいておりますが、指定管理者は行政機関と考えております。13番ですね、こちらでもありますね、取組のところですが、史跡公園の整備を行う実施主体として、指定管理者や大庭城跡友の会を位置づけないのか。また誘客に繋がる施策、みはらし展望台等を行わないのかという形でご意見をいただいております、史跡の整備についてはですね、先ほども少し触れたんですが、整備を検討していくものであるためまずは行政機関が主体者となって取り組んでいくと考えております。番号の14番および15番についてはですね、それぞれご意見をいただいているんですが、詳細には地域計画には記載はできていないんですけれども取組を進めていく上で想定をしているところになりますので参考意見とさせていただきたいと考えています。最後ですね、番号の16番については文化財の保存と活用の方角性に関するご意見をいただいております。こちらでもありますね、全体的な取組を行う上での参考意見とさせていただきたいと考えております。以上がですね、寄せられた意見と意見に対する市の考え方の案になります。最終的な意見の公表につきましてはですね、本日の本委員会の後に公表する予定になっておりますので、ご承知おきください。こちらに関しては以上です。

委員長

はい。ありがとうございました。文化財の保存活用地域計画のパブリックコメントを実施されたということでございます。それに対

してご意見が寄せられて市の方で調整をしたと思いますけれども、市の考え方をここにお示しなったということでございますけれども、何かご意見があれば、ご質問があればお願いしたいと思えます。どうぞお願いいたします。このパブリックコメントはまだ質問者といいまじょうか、ご意見寄せられた方には回答してないんですよ。

事務局 はい、パブリックコメントにつきましてはご意見いただいた方に個別に回答するのではなくて、市のホームページ等を使って市の考え方を公表していく形になります。

委員長 まだ現在の段階ですとまだオープンしてないわけですよ。この会議等々を踏まえてということなんですか？はい。皆さんから多くのご意見が寄せられているので関心が高いんだなというふうに思いますが。はい、よろしゅうございまじょうか。パブリックコメントについては、また他に何かお気づきの点があれば後ほどお願いしたいと思います。議題を先に進めさせていただきます。(2)でございますね。文化財保存活用地域計画の本文について、説明をお願いします。

事務局 はい、まず、前回からの調整の経過について説明させていただきます。庁内ではですね、12月8日に議会説明の方、こども文教常任委員会で行いまして、その後、12月10日から1月8日までですね、パブリックコメント先ほど申し上げた通り実施いたしております。またこれに並行しまして、11月に文化庁に文章案を送付して、修正の指示を仰ぎました、これらの調整結果を反映したものが今回お示しする文章になります。では本文にまいります、資料2の方をご覧ください。まず前回からの大きな変更点として全体のレイアウトですね、正式なテンプレートを用いた割付の方に更新をいたしました。扉ページやインデックスなどを追加しております。基本的には色使いやデザイン等はこちらで確定となっておりますので、ご承知おきください。続いてこちらも全体的な方なんですけれども文化庁の指摘を受けまして、全体的に日本語の使い方や表記誤りをですね、修正いたしました。基本的に文意には影響のない変更ですのでここでは詳細については省かせていただきますのでご了承ください。ここからは序章の方から修正箇所を確認してまいります。まず6ページをご覧ください。図2、藤沢郷土資源の定義についてこちらの図の方を文化庁からの指摘を受けて記載の仕方を修正いたしました。定義そのものの範囲については、今までご説明をしてき

たものと変わりはなく、図の表現方法が変わっているというところになります。続いて13ページをご覧ください。2、社会的状況の(1)～(8)、および次ページの14ページの図の8、こちらについては先ほど申し上げます通り、パブリックコメント指摘を受けて一部修正を加えております。内容については先ほどの説明の通りになります。次に、35ページをご覧ください。第2章の藤沢郷土資源の概要の表7、未指定文化財件数一覧です。こちらの件数について、また修正をしております。その他ですね枠組として設定していました社寺についてなのですが、こちら美術工芸品の方の数え方ですね変更をした結果、用をなさない枠組になってしまいますのでこちらの社寺の枠自体は削除いたしました。社寺として計上していた件数については、遺跡の方に移しておりますので、なので遺跡が130件と大幅に増えていますが、これは社寺を加えた結果になります。続いて42ページをご覧ください。第3章、藤沢市の歴史文化の特徴です。こちらの冒頭ですね、歴史文化の特徴についての説明文を加えました。続いて、43ページ、45ページ、47ページ、49ページ、51ページこちらにですね、歴史文化の特徴のイメージイラストを掲載しました。かなり以前にお示ししたものよりもブラッシュアップしたものになっておりますのでご確認ください。続いて50ページをご覧ください。

5番目の歴史文化の特徴について、文化庁からの指摘を受けまして、副題を前回までの「地域色豊かな藤沢」から「多彩な地理的特徴に基づいた藤沢の地域色」に変更しました。次に65ページをご覧ください。一番上ですね、課題の8、藤沢郷土資源の防火防災体制の強化が必要、こちらの2段落目に災害発生時の役割分担について文章を追加しました。関連して72ページをご覧ください。先ほど追加に伴いまして方針8の取組8-4として、「災害発生時の役割を整理」こちらを追加しております。続いて78ページをご覧ください。第7章ふじさわ歴史ストーリー、こちらの図の19です。歴史文化の特徴、ふじさわ歴史ストーリーを線で結んでいる図ですが、こちらの方はですね、それぞれを結ぶ線を2本追加しております。具体的には3番目の「信仰」の歴史文化の特徴から、1番目の「藤沢を駆けた武士たち」の線と4番目の「道」の歴史文化の特徴から、2番目の「信仰と観光の島、江の島」への線こちらの2本を追加しました。以上が前回から今回ですね、大きな変更点になります。私からの説明は以上です。

委員長
事務局 はい。ありがとうございました。
委員長、申し訳ございません。追加説明させていただけますでしょうか。

委員長
事務局 はい。どうぞ、お願いします。
皆様からたくさんのお意見いただきまして、ようやくここまで来たかなというところがございます。前回の会議でもご報告をさせていただきましたが、12月議会で中間報告を済ませてございます。それから、今度の2月議会で最終報告を予定しております。資料につきましては、まだ作成中ということもございまして本日はお示しできず誠に申し訳ございません。そうした中ですが、計画につきましては、本委員会でご議論いただくのは、本日が最終という形にさせていただきます。と言いますのも、3月の本委員会の議事録を文化庁の方に提出することになっており、皆様からご承認いただきましたという議事録が必要になります。そのため、繰り返しになりますが、ご議論いただいて修正などを入れるのは今回で最後という形をお願いをしたいと思います。補足としては以上です。

委員長 はい。ありがとうございました。いよいよ色が入りました。立派な計画書が素案という形でございますけれども、出来上がってきたようです。これまでいろいろ議論いただいたものが反映されているんだろうというふうに思います。何かお気づきのことがあればと思います。

委員 大変貴重な資料ですね。丁寧にまとめていただいて大変ご苦労さまでした。非常に見やすく書かれています。改めて見ると、文化財の地域計画と地域防災ところが明確に書かれているなという、結構いろんなところに書かれているのですが、72ページの方針8のところは藤沢郷土資源の防火防災体制を強化すると書いてあり、ここでは行政と所有者との連携が明記されています。ただしその9の文化財保存活用のために新たな担い手を育成するっていう項目、すなわち行政、所有者、市民団体との関連を強化する認識に立てば、やはり文化財の保存活用に関連して地域の人たちが常にいろんなところで繋がって、総合的に考える機会が増えると、自然に地域の防災対応力も強くなるんじゃないかという希望が見えてくる気がします。その点において、藤沢市さんの文化財保存活用地域計画は、改めて防災力も含めて地域の力をつけるという観点で書かれてると受け止めることができ、すごく良いと思います。確認なのですが、今

回の藤沢市文化財保存活用地域計画について、一般の人に知ってもらうためのわかりやすい概要版も作られる予定はありますね。

事務局 はい。委員おっしゃったようにですね、こちらの地域計画の本編とは別にですね、もう少しわかりやすく説明をした数ページぐらいの概要版の作成は想定をしているところになりますので、概要版についてもですね、出来れば紙で印刷して、市内各所にですね、配架ができるような形で現在検討しておりますので、そちらも含めてですね、効果的に周知できればと考えています。

委員 はい、ありがとうございます。

委員長 はい。

委員 いいですか。

委員長 お願いします。どうぞ。

委員 3章のイメージ図、いいですね、これなんか浮世絵調でね、とっても素晴らしいな、と思います。一方、49ページ、「藤沢を形作った陸の道、海の道」のところですが、この交通の要衝だったというのは非常に藤沢にとっては大切なことだと思うのですが、「鎌倉道」がないです。絵図の藤沢宿から右下に向かっていく、何本かあったと思いますが、そこも私たちはガイドの時に、必ず説明をする道になります。

事務局 ありがとうございます。絵の中には、道として鎌倉道が2本入っております。キャプションについてはですね。

委員 もう遅いんだったらいいですけど。

事務局 まだ入れることはできると思うんです。ちょっと検討させてください。

委員 わかりました。

委員長 確かにこういうイラストを入れたらいいというご発言が前回あって、これが反映されたということだろうと思いますけど、わかりやすいですね。

委員 業者が作ったのですか、これ。

事務局 そうですね、いろいろ検討させていただいて。

事務局 業者と市とで何往復したかわかりません。

委員長 よろしゅうございましょうか、何かご意見。

委員 藤沢郷土資源の図がとてもわかりやすくて、よいと思うのですが、もうちょっと大きくしたらどうかと思います。せつかく工夫して定義したものですので、下に余白があるし出来るのではないかと思います。

事務局 委員長	<p>スペースを調整して、工夫したいと思います。</p> <p>写真でもいいしね、それは、ちょっと工夫されるといいと思いますね。いかがでございましょうか。よろしゅうございましょうか。また後で何かお気づきのことがあればお願いしたいと思います。それでは先に進めさせていただきます。次は（3）でございませぬ。この資料編についてということでございませぬか。これについてご説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは藤沢市文化財保存活用地域計画の資料編についてご説明をさせていただきます。資料3をご覧ください。地域計画においてはですね、今まで検討を重ねてきました計画本編とは別に資料編を作成することができます。1番の資料編の概要についてですが、資料編に関してはですね、文化庁から構成案等は特に示されておらず、任意の記載事項になります。認定済他市の資料を見ますと計画作成の経過ですとか、または策定協議会や本協議会のような地方文化財の審議会の概要等を掲載している市町村が多いようなイメージです。2番のですね、構成案およびその概要になります。まずはですね、作成の経過を掲載しようと考えております。文化庁協議ですとか、本協議会の日程等地域計画案を検討した日付等を掲載していく予定です。次にですね、本協議会および藤沢市文化財保存活用地域計画策定協議会のそれぞれの概要と、委員名簿を掲載します。次に藤沢市内の指定および登録文化財リストを掲載していきたいと考えております。さらにはですね、一昨年に実施しました「文化財の保存と活用」アンケートの調査結果、および2回実施しましたワークショップの結果も掲載したいと考えております。最後にですね、未指定文化財リストを作成する際に参考にしました把握調査を中心に既往の把握調査の一覧を掲載する予定です。またですね、お配りした資料には記載をしなかったのですが先ほどのご報告をさせていただきましたパブリックコメントの概要についてもですね、掲載をする方向で検討しております。以上が資料編の構成案およびその概要になります。</p>
委員長	<p>ありがとうございました。計画書の後ろにつくんでしょうね、資料編という形で。その構成が今、お話いただいたような構成で作っていききたいということでございませぬけれども、何かご意見ございませぬか。</p>
委員	<p>こういうものの作成過程を記録するってのはすごく大事なことだと思うんですね。今修士論文とかでも、建造物の修復とかですね。</p>

どういう観点で結果が導かれたのかとかかっていう、なかなか議事録みたいなものをちょっと検討内容がわからなかったりするんですよね。すごく大事だと思うんですけど、ここにはちなみに何回かこの会議でこういう方向にした方がいいんじゃないとかそういう議事の要旨みたいなものはないんですか。

事務局

はい、ありがとうございます、こちらですね、認定済他市の資料を見ると、あくまでその作成の日程ですとか簡単な内容を載せてるところが多いんですが、それ以上の例えば具体的な議事録ですとか要旨っていうところはあまり載せている市はないと確認をしています。資料編の中でもですね、結構記載をする部分が多いので、資料編だけでもあまり多くならないようにと考えておりますので、現在はですね、この保護委員会とそれから先ほど申し上げた策定協議会、それから文化庁協議の日程ですねそちらに関しては掲載をさせていただいて、具体的に例えばどのようなところまで検討したかに関してはこちらはちょっと掲載までは難しいかなっていうふうには考えています。

委員

こういった議事録は公開されないものなんですか。議事録みたら、検討経過などは確認したいといった場合に、非公開だから駄目という場合が結構多いんですが、その辺はどうなんでしょう。

事務局

はい。こちらの保護委員会に関しては公開になってますのでホームページ等でも公開をしております。

委員

それでしたら、ぜひそういうことを一言、内容の公開されてるものはどこかっていうことは、加えていただけると大変ありがたいなと思うんですけど。

事務局

はい、ありがとうございます。

委員

ぜひよろしく願いいたします。

委員長

そういった議事録ってというのは保存年限があるんですか。いろいろこの会議のご発言要旨をまとめて、いつも送っていただいたりするんですけども、こうした議事録は行政文書として何年保存ってというような規定があるんですか。

事務局

行政文章になりますので、保存年限はございます。議事録の場合、通常5年ぐらいかなと思います。ただ議事録の公開という意味では期限のあるものではございません、のでいつでもご覧いただくことができると思います。

委員長

そうですね、そうしていただいた方が後世に残る記録だと思えますけどね。それを参考にして、また次の計画等を考える素材にもな

るでしょう。公開というのができた方がいいんじゃないかなというふうに思います。

それと、この計画書の最後の編集者って言うのかな。発行者というのか。もちろん市になるんでしょうけれども、事務局としてここが担当したっていうような、あるいは事務局員の名前とか担当した人たちなのか。そういった関わった人たちの名前は特にはこの中には、盛り込まないのですかね。

事務局 そうですね、具体的な記載まではちょっと考えてはいないんですが、今後事務局についても記載していくかどうかは検討していきたいです。

委員長 その責任の所在、というか中心になってまとめましたよっていうのは、誰が担当したというような話になるでしょうから、何かそういうところと合わせて記録をしておいた方がいいのではいかという気がしますけどね。ちょっと検討してみてください。他市ではそういうのも記載してますかね。

事務局 結構いろいろな地域計画の資料も含めて見てきましたが、事務局の職員の名前が記載されてるところはないですね。

委員長 大変なご苦勞をされてまとめられたんで、そういう意味を含めて、責任者というか。そんなことでちょっと知らせておいた方がいいんじゃないかなという気がしますけどね。ちょっと検討してみてください。はい。よろしくございましょうか？それでは先に進めさせていただきます。(4)の文化財のリストということでございますが、これについてもご説明をお願いいたします。

事務局 はい、それでは引き続き文化財リストについてご説明をさせていただきます。資料4をご覧ください。こちらですね、かねてからご説明をしてきた文化財リストですが、最終的な重複確認ですとか、神奈川県が実施した把握調査に掲載されていた藤沢郷土資源が一部掲載から漏れてしまっておりましたので、追加で掲載をいたしました。先ほどですね本文のところでも桐原から申し上げたんですが、独自の分類として作成をしていた社寺なんです、そちらは遺跡として計上をし直しました。その結果ですね、最終的な数字としましては8,931件の定未指定文化財をリスト化しました。こちらについてはですね委員の皆様から様々なご助言をいただきまして多くの藤沢郷土資源をリスト化することができました。ありがとうございます。文化財リストについては以上になります。

委員長 はい、このリストは、大変苦勞されたことだったと思いますけれども。この辺についてこのリストについて、何かご意見等があれば。

委員 3番とも絡まって、この文化財リストがありますが、大変貴重なものであります。実際のところは資料編の方の編成の中の(4)というところで位置づけられてますが、これがこの順番通りっていうことではないですね、編成について、もしできれば、これはこれだけでも重要な資料になりますので、順番を最後のところに、つまり(7)のところに入れ、一番最後でもいいんじゃないかなって思うんですけど。編成上ということで(1)から(3)までは、それぞれ良い流れになってますし、それに対する確認事項が(5)、そして展開していく事項が(6)、そして(7)がこれまで把握された参考資料なども入れて、そして一番最後にこの文化財リストが入れば上手くまとまるんじゃないでしょうか？ちょっとそんなふうに思いました。余計なことかもしれないんですが、ご検討ください。

委員長 リストの扱いですね。本編の中に入れ込むか。これはでも暫定的なリストって位置づけられるんじゃないですか。

事務局 はい、ありがとうございます。そうですね、今委員長がおっしゃったように、こちらのリスト元々一番最初にちよつとご説明をしたときに、藤沢市史ですとか、過去に行った総合調査っていうところの報告書から機械的に全て引っ張ってる。というところがありますので、こちらに関してはですね、この地域計画の取組の中で、まずはその現状確認っていうところも含めて、このリストのですね、精度を高めていきたいというふうに考えております。ですので、このリストもとても大事なものであるので、そのリストの精度が高まったら、どのように公開できるかっていうところは検討していきたいと考えておりますので、こちらは資料編に添付するリストについては、今回に関しては、指定および登録文化財に限ってリストに掲載していきたいと想定しています。

委員 ありがとうございます。

委員長 よろしゅうございませうか、はい。そういう位置づけたということ、一応確認をさせていただいた次第だろつと思つます。よろしゅうございませうか。文化財保存活用地域計画、先ほども事務局の方からご案内ございましたけれども、今回の文化財保護委員会で、多分最後の意見聴取になるんじゃないかと思つます。今までいろいろご意見をいただきました。反映できてるものといわゆる課題

として残されたものがあるかと思えますけれども、一応姿が見えてきたかなと感じているところでございます。

まず最後ということで、最後ではないかもしれませんが、委員の方々からご感想といたしましょうか、何かあれば一言ずつでもご発言をお願いできればと思えますが

委員

非常にご苦労されてよくまとまっているのではないのでしょうか。こういった計画の段階では、これ以上のことはなかなかつっこんで書けないと思えますので。これを基に今後頑張っていくということであって、これでよいのではないかと思います。

委員長
委員

ありがとうございました。

藤沢市の資料として非常にコンパクトにまとまっていて、これ私事になりますが、ガイドクラブで私は次のガイドを育成する仕事をまかされまして、そのテキストとして使わせていただけると本当にありがたい資料かなと思えます。

委員

今の資料編のお話だとちょっと出たんですけども、それであと文化財このリストの説明を受けたんですけど、この資料冊子を作るにあたっていくつかの資料、いわゆるデータを使ってこれをまとめられていったと思うんですけども。ですからちょっと私もその資料編に移ったときに聞いたときに、そういったことのある資料を参考資料ないしは添付資料を修正したものを資料編として作るのかなと思ったんですけども、そういうことではないらしいんですけどもね、ただ資料編っていうものを作るんだとすれば、今言った文化財リストと同じようにこれを作るに当たって、いろんなものを積み上げていった資料が多分あると思うので、そのものを別途でもいいと思うんですけども、資料編でなければ、別に参考資料とか、添付資料とかっていうそういうような書籍のようなものをまとめあげて、用意していただいたらいいんじゃないかなっていうのが一つ考えがあるんですね。それからもう一つは、この仕事が終わったとしても、いわゆるこれでまとめが終わったとしても仕事としては多分これからもずっと続いていく仕事だと思うので、それは今後どうなるのかなってのはちょっとあるんですね。そういうような、また委員会ないしチームを作って、これは課内でもって継続していく。いくのかなってというのが一つあれば聞かせてもらいたいし、それから将来の問題っていうのは、まだここにいっぱい残されてると思うんですけども、その将来について、例えば博物館建設だとかいろんな要望があったりしてますよね。こういうものを実施するにあたって

は、今後どうしていくかなってというのは、これから積み上げていく仕事だと思うんですけどけども、そのときに、問題になっていくのは、多分お金の問題が出てくると思うんですよね、お金の問題について、予算措置とか、予算化していくにあたっての仕事をこれから何か出てくるんじゃないかなと思うんですけど、そういうことは何か考え方があるのかどうかなっていうのを、もし何かあればちょっと参考にさせてもらいたいなと思ってます。

委員長

どうですか、今のは。

事務局

地域計画は、計画期間が令和8年度から令和15年度までの8年間になります。したがって、まだ計画を作っただけと言っても過言ではありません。今後8年間の取組をどうしていくかというところが、おっしゃるとおり、大事になってくると思っています。そういった意味では私たちは事務局としても、しっかり取り組んでいかなければいけません。それと合わせて、取組を推進するための推進協議会を新たに設ける予定で、その推進協議会に参加するのは行政だけではなく、所有者であったり、それから様々な団体の皆様であったり、教育機関であったり、そういった皆様とともに、取組を進めていくといこうと考えています。それから取組を進めていくに当たって予算措置が必要になります。計画を作成するメリットとして文化庁がよく言うのは、この計画があることで後ろ盾になるということです。8年間の一貫した取組の中で、各年ではこういった予算が必要という説明ができると思っています。私たちとしても、しっかりと予算獲得に向けて取り組んでいく必要があると考えます。ありがとうございました。

委員長
委員

非常に全体として見やすいと思います。そしてまた図なども藤沢の特徴かもしれませんが、先ほどのストーリーなどのように絵巻物ふうにして、ちょっと変わって、親しみやすい形になっている。学校などでも、資料集としてもこういうものを使わせていただける。そういうふうにも思われます。また同時に、それにプラスされる資料(3)の部分、なぜこういう資料が生まれたのかという、これ自身が実はその後の各歴史過程の検討材料となるのではないのでしょうか。文書館で将来このプロセス、この冊子の意義など、これを確認検証する材料になるわけですから、特にこの「計画資料編」というところが、実際はこれからの後、一番貴重になっていく部分になると思います。ですからそういう点も踏まえてこの構成案および概要

というものを取りまとめていただきたい。そうすることによって、なぜ、ある時期に文化財保存活用地域計画が生まれたのか、という視点で、これ自身を検証することができる、そういうふうに思います。今私自身も文書館で仕事をさせていただいております、そのことを非常に感じます。行政がいかに努力し、苦勞しながらこのような作業をやってこられたものを、それが文書館に移管されて資料となって蓄積されていくわけですから、そういう点で、今皆さんと私たち委員もこの歴史的な一つの作業段階に立ち合ってる、そういう思いを私などは感じております。以上、感想だけです。

委員長
委員

ありがとうございました

ありがとうございます。やはりこの計画策定の目的の一つは市民に対して、理解を深めていただくってということと、もう一つは前から言ったように、行政の中で文化財担当部署だけが対応しているのではないということ、行政組織全体の中での連携関係を明らかにするという点で、これができたことは画期的なことだと思いますね。市民に対してはやはり本編はなかなか難しく、解説じゃないとわからないから概要版を見ていただいてそこから本編にいざなうという、そういう行脚のような、説明会みたいな、いろんな公開講座とか何かあったときに知らせてほしいです。「実はこのような計画ができました。概要はこんなところで、こんな要点で文化財保存活用を通じて皆さんで地域力を強くしましょう。」みたいなことを周知していくってことがすごく大事だと思います。そのときにはやはり行政のいくつかのポジションと一緒に行ってこれを聞いてもらうとかっていうことで改めてお互いの関係性を持ってもらえればよいです。特に江の島なんですよ。前から問題になっているように、江の島の人たちはぜひこの内容をあらためて認識していただける機会を持ってほしいです。ようやくこれができたので、江の島のような地域は重点地域みたいな形で認識していただいて、活用していければよいと思います。そのために先ほどお話あった推進協議会みたいなものがあるんだっただけならぜひそれを進めてもらったら良いと思います。せっかくいいものが出来たので。行政の支援を利用できるようにしていただければと思います。

委員長

ありがとうございました。私から感想めいたことですが一言。いや、大変な作業だったと思うんですね。ただ、この作業を通じて一番痛切に藤沢市の文化財の現状を感じられたのは事務局の方じゃないかなと思うんですね。今までこういう指針が実はなかったんで

すね。これからの仕事を展開していく上で、これが多分よりどころになっていくんじゃないかなと。大変うまく表現されておりますけれども、いわゆる文化財保護の現状と課題の認識です。課題を一つづつ潰していくということ。そういう確認が事務局内で、あるいは、市役所全体の中で確認ができたんじゃないかなというふうに思っておりますので、ぜひ本計画書を活用して文化財行政、強力に進めていただければ大変嬉しいかなというふうに思いました。感想めいたことで大変恐縮でございます。

委員の皆様から一言ずつご感想等承りましてありがとうございました。それでは議題を先に進めさせていただきます。議題のイ、神奈川県指定史跡名勝江ノ島における現状変更申請の事前協議ということで、これについてご説明お願いいたします。

事務局

こちらは女性センター跡地の利活用事業による大規模事業となりますので事前協議とさせていただきます。資料は事前にお送りしたものと、本日配付の追加資料でA3サイズのカラー印刷の図面となります。まず資料については、事業者の希望により、委員会終了後に回収させていただきますのでご協力お願いいたします。

～内容非公開～

委員長

次は、その他ということになりますか、登録有形文化財第114回諮問分この候補の意見具申についてということになります。これについては、ご説明をお願いいたします。

事務局

この度、第114回諮問分の登録有形文化財（建造物）の候補に宇都母知神社の社殿、拝殿、幣殿、鐘楼についてを、1ヶ所3件として意見具申を提出することとなりましたので報告いたします。通常のスケジュール通りに進みますと、本年の7月が答申の見込みとなっております。建物の概要については配付資料の6をご覧ください。簡単に説明させていただきますと、宇都母知神社については、所在地は市内北部にあたる打戻に所在しており、その創建については明らかではありませんが、延喜式神名帳に記載されている式内社であることから、由緒ある古社であることは明らかであります。境内の建造物のうち、今回の意見具申の対象となりました建造物については、大正12年の関東大震災で全て倒壊したものを、大正15年に再建したものととなります。本年が再建から100年目の節目にあたる年とのことで、神社の方でも記念式典等を計画しているよう

でありますので、だいたい地元の熱の高まっているところで今回のこの国登録への答申はそちらに花を添えるそういうようなことになれば幸いかと思います。以上となります。

委員長 はい。ただいまのご説明ですけど、なにかご質問等ありますでしょうか

委員 この建物だけについての申請なんですか？私は以前から、この宇都母知神社は寺社林を含めて素晴らしい天然記念物としての価値を持っているって思っております。今、天然記念物としては、常光寺の寺社林、それから台谷戸稲荷の森があるんですけどもそれに引けをとらないだろうなど。とくにあのご神木のスタジイは非常に樹齢も長いし素晴らしい樹木だと思っております。ただあそこの寺社林は自然林じゃなくて植えたものですね、ほとんど杉の木ですけども、かなり古い時代に作られたものになってるなって思ってるんですが、そういう申請はないわけなんですか。

事務局 こちらが登録有形文化財（建造物）というものは建物のみを対象としているものでありますので、今回はこの本殿、幣殿、拝殿、鐘楼のみの申請となります。

委員 やるんだったら登録の名称みたいなものを、何かそういうのを進めるとかそういう話はないのですか。あるいは市の文化財の候補として考えていくとか。

事務局 記念物としてですか。指定文化財の候補等についても、いろいろと検討している最中にはありますので、今後の検討材料とさせていただきます。

委員長 この前も、なにかお話したかもしれませんが、この登録制度をね、市の方がお作りになる。市の登録制度を作られたらいいんじゃないかなと思うんですよね。条例改正をしなければいけないと思っておりますけど。緩やかな規定といいましょうか、登録ですから、かなり緩やかなものになるかと思っておりますけれど、何かそういうものを活用していくっていうのもあるんじゃないでしょうかね。委員のおっしゃるような保存というようなことを考えるとですね、その意識を高めるという意味でこれ市の登録にするとかね、そういう処置もこれから必要になってくるんじゃないでしょうかね。

事務局 市の登録制度については、他市でも、登録制度みたいなものを用いているところもありますので、そういったことを踏まえながら、また藤沢市の方もあの指定の方もいろいろな課題があると思っておりますので、そういうのも含めて整理しながら地域計画も出来上がるころ

もありますので、その進捗とあわせて、検討を進め、研究をしていきたいと考えております。

委員長
委員

はい、どうぞお願いします。

大変貴重な、あの建物自体はそんなに古くはないわけですが、宇都母知神社は渋谷氏の所領地域にある神社であり、1 ページ目の宇都母知神社について書いてあるところの1 番のところ。所在する地域の概要、そこの中の記述、中世には渋谷氏の所領で正応3年8月、北条貞時が社殿を改築し、9月に社参した記録が残る。これは大変重要な指摘でありまして、渋谷氏がこの北条貞時のお父さん時宗になりますが、この時宗の部下として、正確に資料に残っておりますので、それだけでも宇都母知神社の社殿と北条得宗家の関係がしっかりと確認できる。大変重要な記述です。ここでは渋谷氏の所領でと書いてありますが、現在、東京大学史料編纂所に入来文書というのがございます。それにきちんと載っております。この記述は東海大学の先生のものだと思われませんが、大変重要な建物、歴史的な背景があることが分かります。それだけでも貴重な建物、わたしはそんなふうに思います。以上、余計なことですけども。

委員長

はい、ありがとうございます。これは特に問題ないと思いますが。ぜひ登録で進められたらいいんじゃないかなと思います。はい。よろしゅうございましょうか。それではですね。一応議題は進めてまいりましたが、もうここでいいですかね。あとは事務局の方におまかせいたします。